

## 京丹波町告示第46号

### 京丹波町建設事業等監視委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京丹波町建設事業等監視委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開を原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められ、会議で公開しないことを決定した場合は、この限りではない。

(1) 審議事項が京丹波町情報公開条例（平成17年条例第9号）第6条各号に掲げる不開示情報を取り扱うとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議運営に支障が生じるおそれがある場合。

2 会議の公開又は非公開の決定は、前項に規定する基準に基づき、委員会委員長（以下「委員長」という。）が会議に諮って行うものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入しなければ傍聴することができない。

2 前項の手続は、会議開始予定時刻の15分前（以下「受付開始時刻」という。）から行う。ただし、受付開始時刻において前条の定員を超えたときは、くじで傍聴人を決定する。

3 傍聴の手続は、前条の定員に達したとき又は会議開始予定時刻に達したときに終了する。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他、人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット、ステッカー類等を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認める者

(8) 異様な服装又は装飾品を身につけている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 何人も、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしないこと。
  - (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
  - (4) 携帯電話の電源を切るかマナーモードにすること。
  - (5) みだりに席を離れないこと。
  - (6) 飲食及び喫煙をしないこと。
  - (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
  - (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて町職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。